

茨 城 労 働 局  
発 表  
令和 4 年 10 月 28 日(金)

担  
当

茨城労働局労働基準部監督課  
課 長 宮地延幸  
主任監察監督官 三浦かをり  
電 話 029-224-6214

## 茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会を開催しました

～ 2024 年 4 月に向けて建設業の事業主向けリーフレットを作成しました～

- 1 茨城労働局(局長<sup>しもかど</sup> 圭司<sup>けいじ</sup>)は、令和 4 年 10 月 3 日、茨城県水戸合同庁舎 2 階会議室において、茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会を開催しました。本協議会には茨城県内の建設業関係団体、関係行政機関等が参画し、令和 6 年(2024 年)4 月に向けて、建設業の労働時間削減を促進するための方策等を協議、情報共有を図っています。



茨城労働局労働基準部長が建設業の労働時間法制について説明

建設業については、改正労働基準法による時間外労働の上限規制の適用が令和 6 年(2024 年)3 月 31 日まで猶予されています。

時間外労働については、原則として月 45 時間、年 360 時間とし、労使が合意する場合でも、月 100 時間、複数月平均 80 時間、年 720 時間を超えてはならないという上限規制が平成 31 年 4 月(中小企業は令和 2 年 4 月)から適用されています。

- 2 協議会では、リーフレット「建設業の事業主の皆様へ 働き方改革に取り組みましょう！法令改正のポイント、各種支援のご案内」を作成し、県内の建設事業者に配布することにより、労働時間削減の取組への支援策について周知を行うことになりました。

(資料 1) 茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会設置要綱

(資料 2) リーフレット